

「消防活動阻害性を有するおそれのある物質」の 調査結果及び対応について

1 調査対象物質（資料Ⅱ－２－２）

「薬事審議会 毒物劇物調査会」（事務局：厚生労働省）において、その毒性により毒物・劇物への指定又は除外を行うことが適当であるとの審議結果を受けて、今後「薬事審議会 毒物劇物部会」での審議を経て、毒物及び劇物指定令の改正により毒物・劇物への指定又は除外を行う予定の物質は**5物質**であった。（内、1物質は次年度以降改めて検討）（参考Ⅱ－３）

当該**5物質**について、前回の検討会で決定した「消防活動阻害性を有するおそれのある物質」に基づき調査を行った。

2 調査結果

5物質について調査した結果を表Ⅱ－２－１に示す。各物質への対応については、次のとおりである。

(1) 対応不要の物質

劇物に指定する予定であるNo.2の物質については、「薬事審議会 毒物劇物調査会」（事務局：厚生労働省）において、改めて審議することとされているため、本検討会について対応は要さない。

また、劇物から除外する予定であるNo.3、4の物質については、いずれも現に消防活動阻害物質として指定されていない。このことから、消防活動阻害物質からの除外について対応は要さない。

(2) 対応を要する物質

新規指定予定のNo.1、5は、消防法の危険物に該当せず、消防阻害性を有している可能性があるため、消防活動阻害物質への指定について更なる調査を要する。

表Ⅱ－２－１ 消防活動阻害性を有するおそれのある物質の調査結果

区分	No.	物 質 名	対 応 の 要 否
指定される予定 劇物に	1	2-[5-シクロプロピル-3-(エチルスルホニル)-2-ピリジル]-5-[(RS)-(トリフルオロメチル)スルフィニル]-1,3-ベンゾオキサゾール (別名:シベンゾキサスルフィル)	要 (非危険物、阻害性あり)
おいて、審議継続中 毒物劇物調査会に	2	2-アミノ-3-クロロ-1,4-ナフトキノ (別名:キノクラミン)	否 (毒物劇物調査会において、審議継続中のため)
除外される予定 劇物から	3	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン (別名:イミダクロプリド)	否 (未指定物質のため)
除外される予定 劇物から	4	エチル=2-シアノ-3,3-ジフェニルアクリレート (別名:エトクリレン)	否 (未指定物質のため)
から除外される予定 毒物の指定及び劇物	5	「5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル)-3-シアノ-4-トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール(別名:フィプロニル)」	要 (非危険物、阻害性あり)